

[21] ジンバブエ

1. ジンバブエの概要と開発課題

(1) 内政概要

1980年の独立以来、ムガベ大統領（80－87年までは首相）が政権運営にあたっている。議会では、ジンバブエ・アフリカ国民同盟・愛国戦線（ZANU-PF：Zimbabwe African National Union-Patriotic Front）が、事実上の単独政党として国政を運営してきており、1999年以降、複数政党制による議会選挙が実施されているが、西側諸国より選挙プロセスが「自由かつ公正」でなかったとの批判が寄せられている。

2005年5月、ムガベ政権は「秩序回復作戦」の名の下、貧困層居住区の一掃を行い、2万人以上が逮捕され、70万人以上（国連報告）が住居を失う等の事態に至った。また、ムガベ政権は、公共秩序・治安法、情報アクセス・プライバシー保護法、首都ハラレを中心としたデモ・集会禁止令の発布等の強権的手法により野党である民主変革運動（MDC：Movement for Democratic Change）、反政府勢力、独立系マスコミを弾圧し、さらにNGOの活動に圧力をかけるなどの行為を行った。

一方、2007年には南アフリカ共和国のムベキ大統領を中心としたSADC主導によるジンバブエ問題の解決に向けた努力が本格的に開始され、同年7月には、これまでは不可能とされていた与野党の話し合いのためのアジェンダも合意され、さらに与野党合意のもと大統領選挙に向けた憲法改正が実施に移された。

しかし、2008年3月に実施された大統領・議会上下院選挙等の結果、下院において与党が過半数を割り込む結果となったうえ、大統領選挙では野党党首が得票数で第1位（ただし、過半数に届かず決戦投票を実施）となったことから、大統領の決戦投票に向けて、与党を支持する退役軍人、青年団等によるMDC支持者に対する政治暴力が一層活発化した。同年6月に行われた決戦投票は、野党候補者が更なる政治暴力の過激化を恐れ、選挙直前に選挙管理委員会に対し決戦投票の辞退を申し入れたが、投票自体は予定どおり行われ現職のムガベ大統領が勝利し、大統領として第5期目の宣誓を行った。これと共にムベキ南アフリカ共和国大統領調停による与野党間の対話が再開されようとしている。

(2) 土地問題

1980年の独立以来、黒人農民に土地を再配分することを目的とした土地改革が原則実施されてきたが、2000年6月、ジンバブエ政府は土地収用法を改正し、補償なしの強制収用を可能とする「ファスト・トラック」による土地強制収用を断行した。それ以降、退役軍人、軍、警察及び政府高官等による土地の不法占拠、農機具の違法押収などが後を絶たず、2005年9月には、政府の憲法改正による土地の国有化により、土地の所有を巡る訴訟が一部例外を除き全て無効化された。こうした一連の土地改革の過程において、商業的な農業生産技術が失われるなどジンバブエの食料供給に深刻な影響を与えている。

また、政府は2006年12月に商業農場の大規模な再配分を発表し、土地改革は完了し食糧増産の段階に入ったとの態度を示しているが、実態上土地問題はいまだ混乱が収束されておらず、2008年3月に行われた選挙後には、再び退役軍人等による白人農場主からの農場奪取が継続している。

(3) 諸外国との関係

国際社会からは、強制的土地収用、選挙の不正等について批判を受け、EU、アメリカ合衆国等からの選択的制裁（要人の渡航禁止及び資産凍結、武器等の禁輸、軍事交流の停止等）を課されている。さらに、2003年12月には英連邦を脱退するなどますます孤立を深めている。

現在、ほとんどの主要ドナー国が、ODAを抑制し人道的援助に重点を移しており、世界銀行、IMFも融資を停止している。我が国も、2000年の議会選挙に関する我が国選挙監視団の報告を受け、人道支援を除く新規の一般無償資金協力を停止する等、一部のODAを控えている。

さらに、2008年6月の大統領決戦投票に向けて、政治暴力が再び深刻化したことから、国連安全保障理事会はジンバブエに対して政治暴力の中止要求等を内容とする議長声明を発出している。これに続き、安保理で提出されたジンバブエでの政治暴力の中止等を求める制裁案はロシア、中国の拒否権行使及び南アフリカ共和国等の強い反対で採択に至らなかった。

このように、西側諸国との外交・通商関係が冷え込む中で、当国政府は「ルック・イースト」政策と称し中国、インド等アジア諸国を中心に、ロシア、イラン、ラテン・アメリカ諸国との関係強化に乗り出している。

ジンバブエ

(4) 経済

ジンバブエは、金、プラチナ、ダイヤモンド、フェロクロム、石炭など豊富な鉱物資源に恵まれ、かつ、アフリカ大陸では社会インフラが比較的整備されており、農業、製造業及び鉱業が比較的バランス良く発達し、かつては「アフリカの穀物庫」といわれていた時代もあった。

しかし、土地の強制収用と干ばつ、更には劣悪なガバナンス等により、2003年には国民の約40%にあたる500万人が国際社会からの食糧援助に頼らざるを得ない事態が生じた。また、外貨収入源である換金作物の生産の落ち込みや輸出産業の衰退から外貨が払底し、燃料、電気、機械・部品、生産設備財の輸入が困難となり、農業、製造業、鉱工業に深刻な影響を与え、更に外貨不足が加速するなど経済の悪循環が生じている。GDPは1950年代水準に落ち込み、失業率は80%を超えるなど、経済活動及び国民生活は大きな困難に直面している。

さらに、ジンバブエでは1990年代後期より、マネーサプライの増加、生産力の低下、外貨不足及び物不足等によるハイパー・インフレが加速している。こうした事態に対して、政府は2006年8月に、デノミネーションを実施し、通貨の単位を1,000分の1に切り下げるとともに、国家経済開発優先計画（NEDPP：National Economic Development Priority Plan）に基づく経済刺激策を打ち出し、政界・実業界・労働界合同での取組に従事した。政府は、2007年6月から価格監視及び安定化に関するタスクフォースによる指導のもと、日用品、バス運賃、燃料など広範囲にわたる価格統制令を発出し、価格統制に応じない企業経営者を逮捕するなど強権的なインフレ抑制策を実施したが、逆に価格統制品目を中心に深刻な物不足を生じさせる結果となるなど、効果的な対策を打ち出せていない。

その後もマネーサプライの増加等により、2008年5月のインフレ率（年率）がおおよそ170万%（6月末には推定1000万%超）に達し、紙幣の最高額面も500億ドルとなっている。

表-1 主要経済指標等

| 指 標 | | 2006年 | 1990年 |
|-----------------------|--|----------|----------|
| 人 口 | (百万人) | 13.2 | 10.6 |
| 出生時の平均余命 | (年) | 43 | 61 |
| G N I | 総 額 (百万ドル) | — | 8,494.48 |
| | 一人あたり (ドル) | — | 860 |
| 経済成長率 | (%) | — | 7.0 |
| 経常収支 | (百万ドル) | — | -139.84 |
| 失 業 率 | (%) | — | — |
| 対外債務残高 | (百万ドル) | 4,676.89 | 3,278.80 |
| 貿 易 額 ^(注1) | 輸 出 (百万ドル) | — | 2,012.07 |
| | 輸 入 (百万ドル) | — | 2,000.75 |
| | 貿易収支 (百万ドル) | — | 11.33 |
| 政府予算規模 (歳入) | (百万ジンバブエ・ドル) | — | 5,183.20 |
| 財政収支 | (百万ジンバブエ・ドル) | — | -565.20 |
| 債務返済比率 (DSR) | (対GNI比, %) | — | 5.5 |
| 財政収支 | (対GDP比, %) | — | -2.6 |
| 債務 | (対GNI比, %) | 110.3 | — |
| 債務残高 | (対輸出比, %) | 248.3 | — |
| 教育への公的支出割合 | (対GDP比, %) | — | — |
| 保健医療への公的支出割合 | (対GDP比, %) | — | — |
| 軍事支出割合 | (対GDP比, %) | — | 0.0047 |
| 援助受取総額 | (支出純額百万ドル) | 279.84 | 334.26 |
| 面 積 | (1000km ²) ^(注2) | 391 | |
| 分 類 | D A C | 低所得国 | |
| | 世界銀行等 | i / 低所得国 | |
| 貧困削減戦略文書 (PRSP) 策定状況 | | — | |
| その他の重要な開発計画等 | | — | |

注) 1. 貿易額は、輸出入いずれもFOB価格。

2. 面積については“Surface Area”の値（湖沼等を含む）を示している。

表-2 我が国との関係

| 指 標 | | 2007年 | 1990年 |
|--------------------|------------|-----------|-----------|
| 貿易額 | 対日輸出 (百万円) | 26,520.14 | 21,345.76 |
| | 対日輸入 (百万円) | 2,585.87 | 9,949.91 |
| | 対日収支 (百万円) | 23,934.27 | 11,395.85 |
| 我が国による直接投資 (百万ドル) | | — | — |
| 進出日本企業数 | | 1 | — |
| ジンバブエに在留する日本人数 (人) | | 112 | 89 |
| 日本に在留するジンバブエ人数 (人) | | 81 | 17 |

表-3 主要開発指数

| 開 発 指 標 | | 最新年 | 1990年 |
|--------------------------|--------------------------------------|-------------------------|------------------|
| 極度の貧困の削減と飢饉の撲滅 | 所得が1日1ドル未満の人口割合 (%) | 56.1(1990-2005年) | |
| | 下位20%の人口の所得又は消費割合 (%) | 4.6(1995-1996年) | |
| | 5歳未満児栄養失調割合 (%) | 17(1996-2005年) | |
| 初等教育の完全普及の達成 | 成人(15歳以上)識字率 (%) | 89.4(1995-2005年) | 83.5(1985-1994年) |
| | 初等教育就学率 (%) | 82(2004年) | — |
| ジェンダーの平等の推進と女性の地位の向上 | 女子生徒の男子生徒に対する比率(初等教育) | 1.01(2005年) | |
| | 女性識字率の男性に対する比率(15~24歳) (%) | 97.9(2005年) | |
| 乳幼児死亡率の削減 | 乳児死亡率 (出生1000件あたり) | 81(2005年) | 86(1970年) |
| | 5歳未満児死亡率 (出生1000件あたり) | 132(2005年) | 138(1970年) |
| 妊産婦の健康改善 | 妊産婦死亡率 (出生10万件あたり) | 880(2005年) | |
| HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延防止 | 成人(15~49歳)のエイズ感染率 ^(注) (%) | 20.1 [13.3-27.6](2005年) | |
| | 結核患者数 (10万人あたり) | 631(2005年) | |
| | マラリア患者数 (10万人あたり) | 5,410(2000年) | |
| 環境の持続可能性の確保 | 改善された水源を継続して利用できる人口 (%) | 81(2004年) | 78 |
| | 改善された衛生設備を継続して利用できる人口 (%) | 53(2004年) | 50 |
| 開発のためのグローバルパートナーシップの推進 | 債務元利支払金総額割合 (財・サービスの輸出と海外純所得に占める%) | 6.7(2005年) | 5.4 |
| 人間開発指数 (HDI) | | 0.513(2005年) | 0.654 |

注) []内は範囲推計値。

2. ジンバブエに対するODAの考え方

(1) ジンバブエに対するODAの意義

我が国は、過去、ジンバブエを対アフリカ援助における重点国の一つとして位置づけ、積極的な援助を実施してきたが、現在は、民主化、人権尊重、合理的な経済運営、治安状況といったガバナンスの観点から政府の動向を注視している。一方で、一般住民の基本的な人権が日々脅かされている状況や深刻な食料不足、壊滅的な経済状況下において、我が国としても、引き続き「人間の安全保障」の観点から一般住民に広く裨益する緊急援助（感染症対策や食糧援助の分野等）を実施する意義は大きい。

(2) ジンバブエに対するODAの基本方針

土地改革の影響を直接受け、構造的な問題をかかえている農業分野においては、2006~2007年にかけて主食であるメイズの不作に見舞われ、2007年の10月以降深刻な食料不足が生じた。2007~2008年のメイズの生産量は更に減少し、500万人に影響が及ぶ食料不足が懸念（2008年6月のFAO/WFP合同穀物及び食料供給評価ミッション調査の結果）されている。また、ジンバブエは諸外国と二国間投資協定を締結しているものの、これが現政府によって遵守されていないことから、民間レベルで農業の投資が促進されていない。

これらのことを念頭に置きつつ、我が国のODAでは人道的課題を中心に限られた援助資源を配分するよう支援を検討していく。

ジンバブエ

(3) 重点分野

前述したガバナンスの問題が解決され、本格的な援助を実施できる政治・経済環境が整った場合は、(イ) 緊急人道援助、(ロ) 保健医療、(ハ) 農業振興、(ニ) 所得向上に結びつく産業振興のための条件整備、(ホ) 水を含む環境保全といった重点分野に沿って援助を実施していくこととなるが、現在のところは、ジンバブエにおける人権の尊重、法の支配、経済的混乱の收拾が促進されることを注視しつつ、NGOなどを通じた草の根レベルの支援、UNICEFやWFPなどの国連機関を通じた緊急援助等に重点を置いた支援を実施する。

3. ジンバブエに対する2007年度ODA実績

(1) 総論

2007年度のジンバブエに対する無償資金協力は7.26億円(交換公文ベース)、技術協力は3.53億円(JICA経費実績ベース)であった。2007年度までの援助実績は、円借款380.65億円、無償資金協力506.11億円(以上、交換公文ベース)、技術協力159.43億円(JICA経費実績ベース)である。

(2) 無償資金協力

ジンバブエ国内の5地域の妊婦に対して蚊帳約16万6,000帳を供与及び全国約37万人の子供たちに対して予防接種用ワクチンを供与する「小児感染症予防計画」(2.23億円)(UNICEF経由)を実施し、草の根・人間安全保障無償資金協力を農業分野等で2件実施した。

(3) 技術協力

保健・医療分野で技術協力プロジェクト「マシング州 HIV/エイズ母子感染予防プロジェクト」を継続して実施したほか、小規模農家支援に係る専門家等を派遣した。行政、農業等の分野において68名の研修員の受入を行った。

4. ジンバブエにおける援助協調の現状と我が国の関与

国際機関・ドナーは、政府の土地問題への対応、2002年大統領選挙及び2005年議会選挙において政府による人権及び民主化の遵守が不十分であるとして、人道支援分野を除く援助を事実上停止している。また、これまでにPRSPの作成も行われていない。

さらに、2008年6月の大統領決戦投票に向けた政治暴力の状況にかんがみ、政府とドナー間の対話は極めて限定的となっている。今後はUNDPを中心とした国際機関を含む主要ドナーと政府間での対話の進展に留意する必要がある。

5. 留意点

(1) 将来の援助需要

ジンバブエにおいては、経済的混乱による基本的な社会インフラの疲弊、人材の流出が生じているが、他のアフリカ諸国に比して、依然としてインフラの整備水準や教育水準が比較的高く人材が揃っていることから、政治環境が変われば、インフラや社会・経済システムのリハビリテーションに対して大規模な援助需要が生じる可能性がある。今後も、国際機関及び主要ドナーとともに、ジンバブエの政治、社会、経済動向を注視する必要がある。

(2) 外貨不足とハイパーインフレーション

ジンバブエでは輸出産業等の不振により極端な外貨不足が生じており、外貨による関税の徴収や個人・企業等における外貨の取扱いについて監視が行われている。2008年5月以降は、現実と大きく乖離した公定レート(1USドル=3万ジンバブエドル)が事実上廃止され、銀行において外貨と現地通貨の交換が自由化された。この中央銀行の措置により、援助実施時における通貨の交換レートの課題は解消したが、外貨不足によりマネーサプライが急増したため、ハイパーインフレーションに更に拍車がかかり、経済活動が当初の計画通りに行えないなど効率的な援助の支障となっている。

(3) NGOに対する規制

ジンバブエで活動する一部のNGOが、食料配布等を通じて政権交代を目指す活動を行い国家の安全を脅かしているとの政府の認識から、民間ボランティア組織法によりNGOに対する規制(NGO団体の登録・更新及びNGO職員の就労許可証の発給・更新の不許可など)を行っている。

2008年6月には、大統領決戦投票に向けて、NGO等が政治活動を行っているとの疑いから、すべてのNGO活動を停止する命令が出された。その後、一部の例外措置が執られたが、現在も政府によるNGO活動への制限が続いている。同国のNGOに対する規制は、人間の安全保障基金、草の根・人間の安全保障無償資金協力により、NGOを通じて草の根レベルに裨益する支援を行う我が国の援助活動に対し多大な影響を与えている。

(4) ODAタスクフォース

ジンバブエでは現地ODAタスクフォースが設置されており、一層の戦略的、効果的、効率的なODAの実現に努めている。

表-4 我が国の年度別・援助形態別実績（円借款・無償資金協力年度E/Nベース、技術協力年度経費ベース）
（単位：億円）

| 年度 | 円借款 | 無償資金協力 | 技術協力 |
|-------|--------|--------|-------------|
| 2003年 | — | 1.00 | 5.18 (4.91) |
| 2004年 | — | 0.16 | 4.83 (4.60) |
| 2005年 | — | 4.56 | 3.68 (3.52) |
| 2006年 | — | 3.93 | 4.82 (4.65) |
| 2007年 | — | 7.26 | 3.53 |
| 累計 | 380.65 | 506.11 | 159.43 |

- 注) 1. 年度の区分は、円借款及び無償資金協力は原則として交換公文ベース、技術協力は予算年度による。
2. 「金額」は、円借款及び無償資金協力は交換公文ベース、技術協力はJICA経費実績及び各府省庁・各都道府県等の技術協力経費実績ベースによる。草の根・人間の安全保障無償資金協力と日本NGO連携無償資金協力、草の根文化無償資金協力に関しては贈与契約に基づく。
3. 円借款の累計は債務繰延・債務免除を除く。
4. 2003～2006年度の技術協力においては、日本全体の技術協力事業の実績であり、2003～2006年度の（ ）内はJICAが実施している技術協力事業の実績。なお、2007年度の日本全体の実績については集計中であるため、JICA実績のみを示し、累計についてはJICAが実施している技術協力事業の実績の累計となっている。

表-5 我が国の対ジンバブエ経済協力実績

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

| 暦年 | 政府貸付等 | 無償資金協力 | 技術協力 | 合計 |
|-------|--------|--------------|--------|--------|
| 2003年 | — | 0.08 | 4.93 | 5.01 |
| 2004年 | — | 0.09 | 3.47 | 3.56 |
| 2005年 | — | 0.15 | 3.94 | 4.09 |
| 2006年 | — | 2.64(2.55) | 3.90 | 6.54 |
| 2007年 | — | 7.49(7.24) | 4.22 | 11.71 |
| 累計 | 143.79 | 394.29(9.79) | 142.43 | 680.50 |

出典) OECD/DAC

- 注) 1. 従来、国際機関を通じた贈与は「国際機関向け拠出・出資等」として本データブックの集計対象外としてきたが、2006年より拠出時に供与先の国が明確であるものについては各被援助国への援助として「無償資金協力」へ計上することに改めた。（ ）内はその実績(内数)。
2. 政府貸付等及び無償資金協力はこれまでに交換公文で決定した約束額のうち当該暦年中に実際に供与された金額(政府貸付等については、ジンバブエ側の返済金額を差し引いた金額)。
3. 技術協力は、JICAによるもののほか、関係省庁及び地方自治体による技術協力を含む。
4. 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

表-6 諸外国の対ジンバブエ経済協力実績

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

| 暦年 | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 | うち日本 | 合計 |
|-------|----------|----------|--------------|--------------|--------------|-------|--------|
| 2002年 | 米国 47.04 | 英国 28.72 | 日本 23.64 | オランダ 22.33 | ドイツ 10.33 | 23.64 | 177.82 |
| 2003年 | 英国 58.90 | 米国 34.96 | ドイツ 11.62 | スウェーデン 10.13 | カナダ 7.06 | 5.01 | 160.70 |
| 2004年 | 英国 49.66 | 米国 30.44 | ドイツ 15.69 | スウェーデン 12.88 | オランダ 12.44 | 3.56 | 166.42 |
| 2005年 | 英国 45.48 | 米国 41.65 | スウェーデン 15.09 | オランダ 13.60 | ノルウェー 13.56 | 4.09 | 187.01 |
| 2006年 | 英国 69.87 | 米国 36.39 | スウェーデン 17.81 | ノルウェー 11.21 | アイルランド 10.71 | 6.54 | 199.81 |

出典) OECD/DAC

ジンバブエ

表-7 国際機関の対ジンバブエ経済協力実績

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

| 暦年 | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 | その他 | 合計 |
|-------|------------|-----------|-------------|------------|-------------|--------|--------|
| 2002年 | CEC 6.47 | WFP 4.15 | UNTA 2.50 | UNDP 2.29 | UNHCR 1.90 | 3.36 | 20.67 |
| 2003年 | CEC 14.19 | WFP 4.90 | UNDP 2.56 | UNTA 2.26 | UNICEF 1.99 | -0.60 | 25.30 |
| 2004年 | CEC 28.40 | UNDP 3.03 | UNICEF 2.48 | UNTA 2.09 | UNHCR 1.94 | -18.24 | 19.70 |
| 2005年 | WFP 125.42 | CEC 40.33 | GFATM 8.20 | UNFPA 4.40 | UNDP 3.14 | 7.34 | 188.83 |
| 2006年 | CEC 54.68 | WFP 8.32 | GFATM 4.22 | UNDP 3.50 | UNFPA 3.48 | 5.65 | 79.85 |

出典) OECD/DAC

注) 順位は主要な国際機関についてのものを示している。

表-8 我が国の年度別・形態別実績詳細 (円借款・無償資金協力年度E/Nベース、技術協力年度経費ベース)

(単位：億円)

| 年度 | 円借款 | 無償資金協力 | 技術協力 |
|-------------|---|---|--|
| 2002年度までの累計 | 380.65億円 (内訳は、2007年版の国別データブック、もしくはホームページ参照 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/jisseki.html)) | 489.20億円 (内訳は、2007年版の国別データブック、もしくはホームページ参照 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/jisseki.html)) | 138.22億円 研修員受入 657人 専門家派遣 63人 調査団派遣 750人 機材供与 924.69百万円 協力隊派遣 389人 |
| 2003年 | なし | 1.00億円 (1.00) 食糧援助 (WFP経由) | 5.18億円 (4.91億円) 研修員受入 88人 (83人) 専門家派遣 2人 (2人) 調査団派遣 13人 機材供与 4.9百万円 (4.9百万円) 留学生受入 (協力隊派遣) 24人 |
| 2004年 | なし | 0.16億円 草の根・人間の安全保障無償 (2件) (0.16) | 4.83億円 (4.60億円) 研修員受入 77人 (72人) 専門家派遣 2人 (1人) 調査団派遣 3人 (1人) 留学生受入 (協力隊派遣) 11人 (22人) |
| 2005年 | なし | 4.56億円 小児感染症予防計画 (UNICEF経由) (2.97) 食糧援助 (WFP経由) (1.50) 草の根・人間の安全保障無償 (1件) (0.09) | 3.68億円 (3.52億円) 研修員受入 71人 (60人) 専門家派遣 3人 (3人) 留学生受入 (協力隊派遣) 11人 (19人) |
| 2006年 | なし | 3.93億円 小児感染症予防計画 (UNICEF経由) (2.23) 食糧援助 (WFP経由) (1.50) 草の根・人間の安全保障無償 (2件) (0.20) | 4.82億円 (4.65億円) 研修員受入 101人 (83人) 専門家派遣 5人 (5人) 調査団派遣 2人 (2人) 機材供与 21.08百万円 (21.08百万円) 留学生受入 (協力隊派遣) 14人 (21人) |
| 2007年 | なし | 7.26億円 小児感染症予防計画 (UNICEF経由) (2.27) 草の根・人間の安全保障無償 (2件) (0.19) 食糧援助 (WFP経由) (4.80) | 3.53億円 研修員受入 68人 専門家派遣 5人 調査団派遣 4人 機材供与 9.66百万円 協力隊派遣 6人 |

| 年度 | 円 借 款 | 無 償 資 金 協 力 | 技 術 協 力 |
|-------------|----------|-------------|---|
| 2007年度までの累計 | 380.65億円 | 506.11億円 | 159.43億円 研修員受入 1,023人 専門家派遣 79人 調査団派遣 757人 機材供与 960.34百万円 協力隊派遣 481人 |

- 注) 1. 年度の区分は、円借款及び無償資金協力は原則として交換公文ベース、技術協力は予算年度による。
2. 「金額」は、円借款及び無償資金協力は交換公文ベース、技術協力はJICA経費実績及び各府省庁・各都道府県等の技術協力経費実績ベースによる。草の根・人間の安全保障無償資金協力和日本NGO連携無償資金協力、草の根文化無償資金協力に関しては贈与契約に基づく。
3. 円借款の累計は債務繰延・債務免除を除く。
4. 2003～2006年度の技術協力においては、日本全体の技術協力の実績であり、2003～2006年度の（ ）内はJICAが実施している技術協力事業の実績。なお、2007年度の日本全体の実績については集計中であるため、JICA実績のみを示し、累計についてはJICAが実施している技術協力事業の実績の累計となっている。
5. 調査団派遣にはプロジェクトファインディング調査、評価調査、基礎調査研究、委託調査等の各種調査・研究を含む。
6. 四捨五入の関係上、累計が一致しないことがある。

表-9 実施済及び実施中の技術協力プロジェクト案件（終了年度が2003年度以降のもの）

| 案 件 名 | 協 力 期 間 |
|------------------------------------|-------------|
| ハラレ市マブク/タファラ地区HIV/AIDS予防総合対策プロジェクト | 03.12～06.12 |
| マシング州HIV/AIDS母子感染予防プロジェクト | 05.11～08.11 |

表-10 2007年度草の根・人間の安全保障無償資金協力案件

| 案 件 名 |
|-----------------|
| ブラワヨ学校群水供給衛生計画 |
| ミッドランド州総合農業開発計画 |

図-1 当該国のプロジェクト所在図は709頁に記載。

プロジェクト所在図

ザンビア、ジンバブエ、ボツワナ

